

大空町教育文化会館のご使用にあたって

使用のお申し込み

予約の受付

使用日の**6ヶ月前から2日前まで**ご予約を受け付けます。
(教育ホールは**10日前まで**)

予約方法

事前に電話か窓口にて、希望の日時での施設の空き状況を確認の上、予約してください。

※準備から後片付けまでを含めた**使用時間**で予約してください。
※使用予約が競合した場合は先着順とします。

使用申請書の提出

予約後、使用日の**2日前まで**(教育ホールは**7日前まで**)に所定の申請書を教育文化会館に提出してください。

※申請書は教育文化会館事務所にて扱っております。

使用料金の納入

使用申請が受理されると、使用許可証が発行されます。また、使用日当日に使用料金納入通知書をお渡ししますので、**5日以内**に納入してください。

※使用料の納入は、**指定口座へのお振込み**か、**大空町役場1階の出納係窓口**にて取り扱っております。

※使用料金を納入した後は、原則として返金できません。但し、施設管理者が返金の必要を特に認めた場合は、全額又は一部が還付されます。

使用の変更・取消し

使用内容の変更や取消しの場合は、速やかに教育文化会館事務所までご連絡ください。

教育ホールの使用について

- 教育ホールの使用にあたって、舞台備付物件の使用を希望される場合は、**別途物件使用料(裏面記載)**が必要となります。会館職員との事前打ち合わせ時に、使用を希望する物件についてお伝えください。
施設及び物件の使用終了後に料金納入通知書をお渡しします。
※事前に合計使用料を確認することも出来ます。

使用許可の取消し

- 次の場合、使用許可を取り消し、又は停止します。
 - ①会館規則に反したとき。
 - ②偽り、その他不正な行為によって使用許可を受けたとき。
 - ③災害等の事故によりホールの利用ができなくなったとき。
 - ④その他、会館の運営上適当でないとき。
 - ⑤公益上やむを得ない理由が生じたとき。

使用料の減免について

- 大空町の青少年団体、文化団体等が使用する場合は、減免措置があります。詳しくはお問い合わせください。

その他

- 使用者は次の事項を守ってください。また、来場者に守っていただくよう責任をもって周知徹底してください。
 - ①**定員以上に入場させないこと。**
 - ②会館内外で無断での物品販売、寄付金の募集、宣伝・広告、飲食物の提供をしないこと。
 - ③**所定の場所以外に出入りさせないこと。**また、使用許可を受けた部屋、物件以外の設備を使用しないこと。
 - ④**所定の場所以外で火気を使用しないこと。**
 - ⑤**館内をき損、汚損させないこと。**また**無断で館内に張り紙、釘打ち等をしないこと。**
 - ⑥騒音、放歌、暴力行為等、他人に迷惑をかけないこと。
 - ⑦危険物を持ち込まないこと。
 - ⑧犬(盲導犬を除く)その他の動物を入場させないこと。
 - ⑨指定場所以外に車の乗り入れ、又は駐車をさせないこと。*
 - ⑩その他、諸法令、条例等のきまりを守り、会館係員の指示に従うこと。
- *会館前駐車場はスペースが限られております。催し物の際は、**周辺の公共駐車場(無料)**をご利用ください。

ご使用前の準備

舞台進行等の打ち合わせ

- 教育ホールを使用される場合、催し物を円滑に進行させるため舞台進行、音響、照明その他の事項について**使用日の7日前までに会館係員と打ち合わせ**てください。同時にプログラム、進行表、舞台仕込み表等を必ず提出してください。

責任者等の配置

- 会場責任者を定めてください。また、次の事項については使用者側で人員を手配してください。
 - ①入場者の整理や案内
 - ②受付、接待、館内放送
 - ③駐車場整理
 - ④非常の場合の避難誘導

盗難防止について

- 会館使用中に金品の盗難等が発生しても、一切の責任を負いかねます。貴重品の管理や監視員の配置など、**使用者側で十分な防止措置を講じて**ください。

茶器等について

- 湯のみ、急須、ポット等は会館備品を使用できます。(使用後は洗浄してお戻しください。)
茶葉、茶菓子等は使用者側でご用意ください。

車椅子のお客様

- 車椅子及び車椅子用鑑賞スペースがございますので、使用される場合は、会館事務所までご連絡ください。

関係機関への届け出

- 届出、許可などが必要な場合、次の機関へ届け出てください。
 - ①火気の使用…大空消防署 ☎0152(74)2619
 - ②防犯・警備…女満別駐在所 ☎0152(74)2019
 - ③著作権…日本音楽著作権協会北海道支部 ☎011(221)5088

ご使用にあたってのお願い

事務所への報告

- 使用当日は事務所にお立ち寄り頂き、「始まり」と「終わり」及び使用人数をお知らせください。

飲食及び喫煙の制限

- 教育ホール内は飲食禁止です。また全館禁煙となっております。**飲食・喫煙は所定の場所でお願ひします。

原状回復

- 使用終了後は、**施設の備付器具等を元の位置に戻し、係員の点検を受けて**ください。き損、滅失があったときは賠償していただくことがあります。

ごみのお持ち帰り

- 催し物で発生した弁当のごみや、多量のごみは使用者の責任でお持ち帰りください。

大空町教育文化会館使用料金表

① 基本使用料

使用区分	時間区分		午 前 9時～正午	午 後 正午～18時	夜 間 18時～22時	全日使用料
	平日	土・日				
教 育 ホ ー ル	平日		13,000円	20,000円	20,000円	42,000円
	土・日		15,000円	22,000円	22,000円	47,000円
舞台のみ(冷暖房なし)			1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
会 議 室 1			1,500円	1,900円	1,900円	5,300円
会 議 室 2			700円	900円	900円	2,500円
楽 屋 1			1,000円	1,400円	1,400円	3,800円
楽 屋 2			1,000円	1,400円	1,400円	3,800円
和 室			750円	1,000円	1,000円	2,750円
ロ ビ ー			2,000円	2,500円	2,500円	7,000円

② 割増料金

入場料・会費 資料代等を 徴収する催物	100円～ 300円	基本使用料の	1割増
	301円～ 500円		3割増
	501円～ 1,000円		5割増
	1,001円以上		10割増
暖房料割増(10月～4月)			5割増
冷房使用料	教育ホール	1時間あたり	1,500円
	ギャラリー・ロビー		240円
	会議室1		140円
	楽屋1・2		各80円
	和室・会議室2		各40円

備 考

- 大空町、大空町教育委員会及び社会教育関係団体並びに学校が主催する行事に使用するときの教育ホール及び舞台を除く使用料は無料とします。
- 大空町の青少年団体、文化団体等が教育ホール及び舞台を使用するときは、使用料を減免できる場合があります。詳細はお問い合わせください。
- 大空町内の個人が営利を目的としない文化会館設置目的で使用するときの教育ホール及び舞台を除く使用料は無料とします。
- 教育ホール及び舞台を除く施設を営利を目的として使用する場合、基本使用料金の10割増しとします。
- 照明・音響等で、複雑な操作を必要とする催し物は別途料金を頂きます。
- 全ての使用料金には別途、消費税が加算されます。

③ 仕込み・準備料金

仕込み・準備料	基本使用料の	5割減
---------	--------	-----

④ 物件使用料

舞台設備							
品 名	単 位	区分使用料	全日使用料	品 名	単 位	区分使用料	全日使用料
反 響 板	1式	1,000	2,500	松 羽 目	1式	800	2,000
平 台	1台	100	300	竹 羽 目	1式	800	2,000
箱 足	1台	50	150	金 屏 風	1双	1,000	2,500
上 敷	1枚	100	300	所 作 台	1式	2,000	5,000
指 揮 台	1台	200	500	毛 せ ん	1枚	500	1,200
指 揮 者 譜 面 台	1台	100	300	映 写 ス ク リ ー ン	1式	500	1,200
譜 面 台	1台	50	150	紗 幕 (白)	1枚	1,000	2,500
演 台	1式	500	1,200	舞台用長机・パイプ椅子	1式	無料	
照明設備							
品 名	単 位	区分使用料	全日使用料	品 名	単 位	区分使用料	全日使用料
照 明 基 本 設 備	1式	1,000	2,500	フ ロ ン ト サ イ ド ス ポ ッ ト ラ イ ト	1式	1,000	2,500
第 1 ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列	600	1,500	フ ォ ー ス ト ッ ト ラ イ ト 1kw/ケ ッ プ	1台	1,000	2,500
第 2 ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列	600	1,500	パ ー ラ イ ト 500w/ハ ケ ッ プ	1台	200	500
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列	1,000	2,500	ソ ー ス フ ォ ー 750w/ハ ケ ッ プ	1台	300	700
ロ ア ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列	1,000	2,500	ス ポ ッ ト ラ イ ト 1kw/ハ ケ ッ プ	1台	200	500
第 1 サ ス ペ ン シ ョ ン ラ イ ト	1列	1,000	2,500	プ ロ ジ ェ ク タ ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台	500	1,200
第 2 サ ス ペ ン シ ョ ン ラ イ ト	1列	1,000	2,500	各 種 エ フ ェ ク ト マ シ ン	1式	300	700
プ ロ セ ニ ア ム ラ イ ト	1列	1,000	2,500	各 種 ス タ ン ド ・ ケ ー ブ ル 類	1式	無料	
シ ー リ ン グ ス ポ ッ ト ラ イ ト	1列	1,000	2,500				
音響設備							
品 名	単 位	区分使用料	全日使用料	品 名	単 位	区分使用料	全日使用料
音 響 基 本 設 備	1式	1,000	2,500	CD / MD プ レ ー ヤ ー (可 搬)	1台	300	700
レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	1台	500	1,200	マ イ ク ロ フ ォ ン (有 線)	1本	500	1,200
カ セ ッ ト デ ッ キ	1台	500	1,200	マ イ ク ロ フ ォ ン (有 線)	1式	600	1,500
CD / MD デ ッ キ	1台	500	1,200	モ ニ タ ー ス ピ ー カ (可 搬)	1台	500	1,200
メ モ リ ー レ コ ー ダ ー	1台	500	1,200	各 種 ス タ ン ド ・ ケ ー ブ ル 類	1式	無料	
楽器							
品 名	単 位	区分使用料	全日使用料	品 名	単 位	区分使用料	全日使用料
フルコンサートピアノ	1台	4,000	10,000	ア ッ プ ラ イ ト ピ ア ノ	1台	1,000	2,500
その他							
品 名	単 位	区分使用料	全日使用料	品 名	単 位	区分使用料	全日使用料
16mm 映 写 機	1台	1,000	2,500	H 調 理 器	1式	300	700
持ち込み電源使用料	1kw	100	300	シ ャ ワ ー 室	1式	500	1,200
洗 濯 機	1台	200	500				

備考 (1) 使用区分は①基本使用料の時間区分に従って各1回として計算する。

(2) 時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間につき、使用料の3割を徴収する。